

保安規定の審査基準と保安規定との比較表

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
<p>使用規則第2条の12第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>（関係法令及び規定の遵守）</p> <p>第3条 公益財団法人核物質管理センターの役員、職員、<u>任期付職員</u>、参事、<u>専門契約職員</u>及び契約職員は、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う場合は関係法令及びこの規定を遵守する。</p> <p>2 理事長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>3 六ヶ所保障措置センター所長（以下「所長」という。）は、保障措置分析所を共同利用する国際原子力機関との取り決めにより、その職員に<u>関係法令及びこの規定を遵守させなければならない</u>。なお、この規定において第1項及び本項の者を「職員等」という。</p> <p>4 所長は、設備の一部を共用する日本原燃との取り決めにより、保障措置分析所及び共用設備における保安活動を行う同社職員及び同社の請負事業者職員に<u>関係法令及びこの規定を遵守させなければならない</u>。</p> <p>5 所長は、前項以外の者に保障措置分析所において業務を行わせる場合は、契約等により<u>関係法令及びこの規定を遵守させなければならない</u>。なお、この規定において前項及び本項の者を「協力会社員等」という。</p> <p>（保安に関する組織）</p> <p>第5条 保障措置分析所の保安活動及びその品質マネジメント活動に関する組織は、次の各号に掲げる職位、委員会で構成し、その組織図は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 (2) 所長 (3) 品質マネジメントシステム管理責任者 (4) 核燃料取扱主務者 <u>(5) 室長</u> <u>(6) 部長</u> (7) 分析課長 (8) 安全管理課長 <u>(9) 設備課長</u> <u>(10) 管理課長</u> <u>(11) 安全委員会</u></p> <div data-bbox="1685 961 2617 1822" style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <pre> graph TD Chairman[理事長] --- Director[所長] Director --- Fuel[Nuclear Fuel Handling Chief] Director --- QMS[Quality Management System Manager] Director --- Security[Security Committee] Director --- Audit[Internal Audit Organization*] Director --- SecMgmt[Security Management Room Chief] Fuel --- SecMgmt SecMgmt --- Insp[Inspection and Analysis Section Chief] SecMgmt --- Safety[Safety Management Section Chief] SecMgmt --- Equip[Equipment Section Chief] SecMgmt --- Mgmt[Management Section Chief] Insp --- Rokkasho[Six-site Analysis Section Chief] </pre> <p style="text-align: right;">*1 監査時に随時設置する組織</p> </div>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に参与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>（目的）※変更なし</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第57条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、核燃料物質の使用施設等における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の使用、廃棄及び保管（以下「取扱い」という。）並びに運搬（以下、取扱い及び運搬を「使用等」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質等による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>3 前項の目的を達成するため、保安に関する業務（以下「保安活動」という。）は品質マネジメント活動の基に適切に実施する。</p> <p>4 この規定に基づく保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばく及び作業による作業員の被ばくを合理的に達成できる限り低くなるように実施する。</p> <p>（品質マネジメントシステム）</p> <p>第4条 保安業務のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、以下のとおりに品質マネジメントシステムを構築する。</p> <p>1 一般</p> <p>1. 1 目的 ※変更なし 公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター（以下「六ヶ所センター」という。）の使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制は、六ヶ所保障措置分析所の安全を確保するため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、品質マネジメントシステムとして構築し原子力の安全を確保することを目的とする。</p> <p>1. 2 定義 第4条における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に基づき別途定める「RSC保安品質マニュアル」に定めて運用するものとする。</p> <p>(1)「保安に係る組織」とは、第5条に定める六ヶ所センターの品質マネジメントシステムに基づく使用施設等の保安に係る各組織の総称をいう。</p> <p>(2)「職員」とは、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う六ヶ所センターの役員、職員、任期付職員、参事、専門契約職員及び契約職員をいう。</p> <p>(3)「管理者」とは、六ヶ所センターにおける保安業務及び品質マネジメント活動の管理監督する所長、保安防護管理室長（以下、「室長」という。）、検査分析部長（以下、「部長」という。）、六ヶ所分析課長（以下、「分析課長」という。）、安全管理課長、設備課長及び管理課長をいう（第6条第6号から第9号に掲げる課長は以下、「各課長」という。）。</p> <p>2 品質マネジメントシステム ※2は全て変更なし</p> <p>2. 1 品質マネジメントシステムに係る一般般事項</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>① 使用施設等、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>② 使用施設等若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る組織は、使用施設等に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
	<p>① プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定める。</p> <p>② プロセスの順序及び相互の関係を明確に定める。</p> <p>③ プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</p> <p>④ プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>⑤ プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>⑥ プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずる。</p> <p>⑦ プロセス及び保安に係る組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>⑧ 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>2. 2 品質マネジメントシステムの文書化 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「保安品質マニュアル」という。）</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</p> <p>(4) 品質管理基準規則に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>2. 3 保安品質マニュアル 保安に係る組織は、保安品質マニュアルに、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互関係</p> <p>2. 4 文書の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、職員（保安活動を実施する者）が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>① 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</p> <p>② 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たりその妥当性を審査し、改訂を承認する。</p> <p>③ 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部署の職員を参画させる。</p> <p>④ 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</p> <p>⑤ 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</p> <p>⑥ 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。</p> <p>⑦ 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</p> <p>⑧ 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止する。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</p> <p>2. 5 記録の管理</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
	<p>(1) 保安に関する組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p> <p>3 経営責任者等の責任 ※3は全て変更なし</p> <p>3. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って、品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定める。 (2) 品質目標が定められているようにする。 (3) 職員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。 (4) マネジメントレビューを実施する。 (5) 資源が利用できる体制を確保する。 (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、職員に周知する。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを職員に認識させる。 (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>3. 2 原子力の安全の確保の重視 理事長は、保安に係る組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>3. 3 品質方針 理事長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 保安に係る組織の目的及び状況に対して適切なものであること。 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に理事長が責任を持って関与すること。 (3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 (4) 職員に周知され、理解されていること。 (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に理事長が責任を持って関与すること。</p> <p>3. 4 品質目標 (1) 理事長は、六ヶ所センターにおいて、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。 (2) 理事長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>3. 5 品質マネジメントシステムの計画 (1) 理事長は、品質マネジメントシステムが2. 1品質マネジメントシステムに係る一般事項に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。 (2) 理事長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>① 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 ② 品質マネジメントシステムの実効性の維持 ③ 資源の利用可能性 ④ 責任及び権限の割当て</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
	<p>3. 6 責任及び権限 理事長は、六ヶ所センターの各部署及び職員の責任及び権限並びに部署間 の業務の手順を定めさせ、関係する職員が責任を持って業務を遂行できるようにする</p> <p>3. 7 品質マネジメントシステム管理責任者 理事長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 (2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について理事長に報告する。 (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。 (4) 関係法令を遵守する。</p> <p>3. 8 管理者 (1) 理事長は、次に掲げる業務を管理監督する管理者に当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 ① 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 ② 職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。 ③ 個別業務の実施状況に関する評価を行う。 ④ 健全な安全文化を育成し、及び維持する。 ⑤ 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、(1) の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 ① 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 ② 職員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。 ③ 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する職員に確実に伝達する。 ④ 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を職員に定着させるとともに、職員が、使用施設等の保安に関する問題の報告を積極的に行えるようにする。 ⑤ 職員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。 (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>3. 9 組織の内部の情報の伝達 理事長は、保安に係る組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>3. 10 マネジメントレビュー 理事長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>3. 11 マネジメントレビューに用いる情報 品質マネジメントシステム管理責任者、核燃料取扱主務者及び管理者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。 (1) 内部監査の結果 (2) 組織の外部の者の意見 (3) プロセスの運用状況 (4) 使用前検査及び自主検査等の結果 (5) 品質目標の達成状況 (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (7) 関係法令の遵守状況</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
	<p>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部署又は職員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p> <p>3. 12 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 理事長は、マネジメントレビューの結果を受けて少なくとも、次に掲げる事項について決定する。</p> <p>① 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>② 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの実行性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>④ 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>⑤ 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 理事長は、マネジメントレビュー結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 理事長は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>4 資源の管理 ※4は全て変更なし</p> <p>4. 1 資源の確保</p> <p>理事長は、原子力の安全を確実なものにするため必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 職員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>4. 2 職員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 各課長は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を職員に充てる。</p> <p>(2) 管理者は、職員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>1) 職員にどのような力量が必要かを明確に定める。</p> <p>2) 職員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずる。</p> <p>3) 2)の措置の実効性を評価する。</p> <p>4) 職員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</p> <p>① 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>② 品質マネジメントシステムの実行性を維持するための自らの貢献</p> <p>③ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>5) 職員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 ※5は全て変更なし</p> <p>5. 1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 各課長は、保安活動の重要度に応じて個別業務に必要なプロセスについて、計画（以下、「個別業務計画」という。）を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 各課長は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 各課長は、個別業務計画の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>① 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>② 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
	<p>③ 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>④ 使用前検査、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>⑤ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>（4）各課長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>5. 2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 各課長は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>（1）組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>（2）関係法令</p> <p>（3）（1）及び（2）に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>5. 3 個別業務等要求事項の審査</p> <p>（1）各課長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>（2）各課長は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>① 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>② 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>③ 組織があらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>（3）各課長は、（1）の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>（4）各課長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>5. 4 組織の外部の者との情報の伝達等 所長は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>5. 5 設計開発計画</p> <p>（1）各課長は、保安活動の重要度に応じて、設計開発（専ら使用施設等において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>（2）各課長は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>① 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>② 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>③ 設計開発に係る部署及び職員の責任及び権限</p> <p>④ 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>（3）各課長は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>（4）各課長は、（1）により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>5. 6 設計開発に用いる情報</p> <p>（1）各課長は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>① 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>② 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>③ 関係法令</p>

- ④ その他設計開発に必要な要求事項
- (2) 各課長は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

5. 7 設計開発の結果に係る情報

- (1) 各課長は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
- (2) 各課長は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
- (3) 各課長は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
 - ① 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
 - ② 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
 - ③ 合否判定基準を含むものであること。
 - ④ 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

5. 8 設計開発レビュー

- (1) 各課長は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。
 - ① 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
 - ② 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
- (2) 各課長は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部署の代表者及び必要に応じ当該設計開発に係る専門家を参加させる。
- (3) 各課長は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

5. 9 設計開発の検証

- (1) 各課長は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。
- (2) 各課長は、(1)の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (3) 各課長は、当該設計開発を行った職員に(1)の検証をさせない。

5. 10 設計開発の妥当性確認

- (1) 各課長は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。
- (2) 各課長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
- (3) 各課長は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

5. 11 設計開発の変更の管理

- (1) 各課長は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
- (2) 各課長は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
- (3) 各課長は、(2)の審査において、設計開発の変更が使用施設等に及ぼす影響の評価（当該使用施設等を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
- (4) 各課長は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

5. 12 調達プロセス

- (1) 各課長は、調達物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。
- (2) 各課長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合

において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。

(3) 各課長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。

(4) 各課長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。

(5) 各課長は、(3) の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(6) 各課長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（使用施設等の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

5. 1 3 調達物品等要求事項

(1) 各課長は、保安上重要な設備・機器に係る調達物品等に関する情報に、次に掲げる要求事項のうち、該当するものを含める。

- ① 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
- ② 調達物品等の供給者の職員の力量に係る要求事項
- ③ 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
- ④ 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項
- ⑤ 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
- ⑥ 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- ⑦ その他調達物品等に必要な要求事項

(2) 各課長は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前検査その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。

(3) 各課長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。

(4) 各課長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

5. 1 4 調達物品等の検証

(1) 各課長は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。

(2) 各課長は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

5. 1 5 個別業務の管理

各課長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。

- (1) 使用施設等の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。
- (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- (5) 監視測定を実施していること。
- (6) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

5. 1 6 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

(1) 各課長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。

(2) 各課長は、(1) のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1) の妥当性確認によって実証する。

(3) 各課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。

(4) 各課長は、(1) の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
	<p>① 当該プロセス審査及び承認のための判定基準 ② 妥当性確認に用いる設備の承認及び職員の力量を確認する方法 ③ 妥当性確認の方法</p> <p>5. 17 識別管理 各課長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>5. 18 トレーサビリティの確保 各課長は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>5. 19 組織の外部の者の物品 各課長は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5. 20 調達物品の管理 各課長は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>5. 21 監視測定のための設備の管理 (1) 各課長は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 各課長は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 各課長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 ① あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。 ② 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 ③ 所要の調整がなされていること。 ④ 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 ⑤ 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (4) 各課長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 各課長は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 各課長は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 各課長は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>6 評価及び改善 ※6は全て変更なし</p> <p>6. 1 監視測定、分析、評価及び改善 (1) 所長は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。 (2) 所長は、職員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>6. 2 組織の外部の者の意見 (1) 所長は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 所長は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p>

6. 3 内部監査

- (1) 所長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じてあらかじめ定められた間隔で客観的な評価を行う職員その他の体制により、内部監査を実施する。
 - ① 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - ② 実効性のある実施及び実効性の維持
- (2) 所長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
- (3) 所長は、内部監査の対象となり得る部署、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
- (4) 所長は、内部監査を行う職員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
- (5) 所長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
- (6) 所長は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。
- (7) 所長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 所長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

6. 4 プロセスの監視測定

- (1) 所長は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。
- (2) 所長は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
- (3) 所長は、(1)の方法により、プロセスが3. 5 (1)品質マネジメントシステム及び5. 1 (1)個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができることを実証する。
- (4) 所長は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
- (5) 所長は、3. 5 (1)品質マネジメントシステムの計画及び5. 1 (1)個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

6. 5 機器等の検査等

- (1) 各課長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前検査又は自主検査等を実施する。
- (2) 各課長は、使用前検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。
- (3) 各課長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った職員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
- (4) 各課長は、個別業務計画に基づく使用前検査又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ当該課長が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
- (5) 所長は、保安活動の重要度に応じて、使用前検査を当該機器等を担当する職員以外の職員とすること、その他の方法により独立性を確保する。
- (6) 所長は、自主検査等について必要に応じて(5)を準用する。

6. 6 不適合の管理

- (1) 各課長は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。
- (2) 所長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。
- (3) 各課長は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
 - ① 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。
 - ② 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
	<p>実施についての承認を行う（以下「特別採用」という。）。</p> <p>③ 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</p> <p>④ 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) 各課長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 各課長は、(3) ①の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>6. 7 データの分析及び評価</p> <p>(1) 所長は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 所長は、(1) のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>② 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>③ 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>④ 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>6. 8 継続的な改善</p> <p>理事長及び所長は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>6. 9 是正処置等</p> <p>(1) 所長は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>1) 是正処置を講じる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>① 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>2) 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>5) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 所長は、(1) に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) 品質マネジメントシステム責任者は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p>

保安規定の審査基準

RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）

6. 1 0 未然防止処置

(1) 所長は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。

① 起こり得る不適合及びその原因について調査する。

② 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。

③ 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。

④ 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。

⑤ 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。

(2) 所長は、(1) に掲げる事項について、手順書等に定める。

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
<p>使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設の操作を行う者の職務及び組織 1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 ここで、使用者については、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。 しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p>	<p>（保安に関する組織） 第5条 保障措置分析所の保安活動及びその品質マネジメント活動に関する組織は、次の各号に掲げる職位、委員会で構成し、その組織図は、別図第1に掲げるとおりとする。 (1) 理事長 (2) 所長 (3) 品質マネジメントシステム管理責任者 (4) 核燃料取扱主務者 <u>(5) 室長</u> <u>(6) 部長</u> <u>(7) 分析課長</u> <u>(8) 安全管理課長</u> <u>(9) 設備課長</u> <u>(10) 管理課長</u> <u>(11) 安全委員会</u></p> <p>別図第1 保安活動及び品質マネジメント活動に関する組織（第5条） ※前出につき省略</p> <p>（職務） 第6条 前条の組織に定める各職位の職務は次のとおりとする。 (1) 理事長は、核燃料物質等の使用等に係る保安活動及び品質マネジメント活動を総理する。 (2) 所長は、六ヶ所保障措置センターにおける保安活動及び品質マネジメント活動を総括する。 (3) 品質マネジメントシステム管理責任者は、理事長の命を受けて、六ヶ所保障措置センターの品質マネジメントシステムを管理する。 <u>(4) 室長は、六ヶ所保障措置センターの保安に係る品質管理を行う。</u> <u>(5) 部長は、分析課長を指揮し、分析課長が所管する保安活動を統括するとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</u> <u>(6) 分析課長は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）を用いた核燃料物質の使用、保管及び運搬に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</u> <u>(7) 安全管理課長は、放射線管理、保安教育・訓練及び放射線管理設備に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</u> <u>(8) 設備課長は使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備及び共用設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）の管理並びに核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び運搬に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</u> <u>(9) 管理課長は、外部機関への通報連絡、通信連絡設備に係る保安活動及び他の課長が所管しない保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</u></p>
<p>(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。 ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p>	<p>（核燃料取扱主務者の選任） ※変更なし 第7条 所長は、保障措置分析所に係る核燃料物質等の使用等に関する保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主務者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。 2 所長は、核燃料取扱主務者が職務を遂行できない場合、その職務を代行させるため、代理者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
<p>(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。 ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。</p> <p>② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p>	<p>（核燃料取扱主務者の職務） ※変更なし</p> <p>第8条 核燃料取扱主務者は、保障措置分析所に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、所長に対し意見を具申すること</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、各職位に助言すること</p> <p>(3) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の使用等に従事する者へ指示をすること</p> <p>(4) 法に基づく報告を審査すること</p> <p>(5) 保安に係る記録を確認すること</p> <p>(6) この規定に定める事項について参画すること</p> <p>(7) その他、保安の監督に関して必要なこと</p>
<p>(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。</p>	<p>（意見の尊重） ※変更なし</p> <p>第9条 所長は、核燃料取扱主務者の意見具申を尊重する。</p> <p>2 各職位は、核燃料取扱主務者の指導・助言を尊重する。</p>
<p>(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織</p> <p>核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たり複数使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p>	<p>※組織・施設規模が小規模であるため現状においては補佐する組織の設置は不要と判断し、記載なし。</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
<p>(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置</p> <p>核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	<p>(核燃料取扱主務者の選任) ※変更なし</p> <p>第7条 所長は、保障措置分析所に係る核燃料物質等の使用等に関する保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主務者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p> <p>2 所長は、核燃料取扱主務者が職務を遂行できない場合、その職務を代行させるため、代理者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p>

保安規定の審査基準

RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）

使用規則第2条の12第1項第4号
保安教育

1. 使用施設等の管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。
4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。

（保安教育の実施方針） ※変更なし

第11条 保障措置分析所の保安に係る教育の実施方針は別表第1及び別表第2のとおりとする。

（職員等への保安教育） ※変更なし

- 第12条 安全管理課長は、毎年度、保障措置分析所において業務を行う職員等の保安教育について、別表第1の実施方針に基づいて実施計画を作成し、所長の承認を得る。なお、保安教育の内容については、必要に応じて見直すものとする。
- 2 所長は、前項の計画を承認する場合は、必要に応じて安全委員会の審議を経て、核燃料取扱主務者の同意を受ける。
 - 3 各課長は、第1項の承認を受けた計画に基づいて教育を実施する。ただし、各課長が教育項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育を省略することができる。
 - 4 各課長は、前項の結果を安全管理課長の確認を受け、所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。

（協力会社員等への保安教育） ※変更なし

- 第13条 安全管理課長は、協力会社員等のうち保障措置分析所において業務を行う者に対し、別表第2の実施方針に基づき保安教育を実施する。ただし、安全管理課長が教育項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育を省略することができる。
- 2 安全管理課長は、前項の保安教育を協力会社等を実施させる場合は、あらかじめ安全管理課長が実施した保安教育を受けた協力会社等の教育担当者に実施させ、その結果を報告させ確認する。
 - 3 安全管理課長は、前二項の結果を所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。

別表第1 職員等に対する保安教育の実施方針（第11条）

保安教育項目	内容	実施時期	放射線業務従事者			その他の職員等
			核燃料物質の使用等の業務に従事する者	放射線管理の業務に従事する者	その他の業務に従事する者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること（90分以上）	原子炉規制法及びその関連法令のうち核燃料物質の使用等に係る事項及び保安規定並びに品質マネジメントシステムの遵守に関する教育	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	上記内容の変更に伴い必要な事項に関する教育（時間数は内容に応じて設定）	法令改正時又は保安規定変更時	◎	◎	○	○
使用施設等の構造、性能及び操作に関すること（指定時は120分以上、定期は60分以上）	使用施設等の構造、性能及び操作に関する教育（使用許可申請添付書類に記載された安全対策、障害対策に関する事項、使用施設等の巡視点検に関する事項を含む）	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	上記内容の変更に伴い必要な事項に関する教育（時間数は内容に応じて設定）	使用変更許可時	◎	◎	○	○
	使用施設等の設備の操作に関する実務的な教育（実技含む）	1回/年	◎	—	—	—
放射線管理に関すること（指定時は120分以上、定期は60分以上）	放射線防護（放射線の性質、生体への影響、線量等の監視方法、管理区域への立入り及び退出の方法、汚染時の措置等）、及び管理区域内作業に必要な事項に関する教育	放射線業務従事者指定時	◎	◎	◎	—
	放射線管理及び放射線防護に関する実務的な教育（実技含む）	1回/年	◎	◎	○	—
	放射線管理設備の運用に関する実務的な教育（訓練を含む）	1回/年	—	◎	—	—
核燃料物質の取扱いに関すること（60分以上）	使用施設において取り扱う核燃料物質の種類及び性状、核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に関する教育（臨界管理に関する事項を含む）	放射線業務従事者指定時	◎	◎	◎	—
	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に関する実務的な教育	1回/年	◎	◎	○	—
異常時・非常時に講ずべき処置に関すること（60分以上）	異常時の通報連絡、応急措置等に関する教育	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	異常時・非常時の措置に関する実務的な教育（訓練を含む）	1回/年	◎	◎	○	○

注1) ◎：すべての教育内容が対象 ○：担当業務に応じて必要な教育内容が対象（これに応じて時間数も短縮） —：教育の対象外
注2) 放射線業務従事者指定時又は配属時の教育を受けた者は、その年度については1回/年（定期）の実務的教育の対象としない。

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
	別表第2 協力会社等の職員に対する保安教育の実施方針（第11条） ※変更なしにつき省略

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
<p>使用規則第2条の12第1項第5号 使用施設等の操作</p> <p>1. 核燃料物質の使用等に必要に従業員の確保について定められていること。</p>	<p>（人員の確保）</p> <p>第15条 所長は、核燃料物質等の使用等に際して必要な人員を確保する。</p> <p>2 設備課長は、分析セル、グローブボックス及びフードについては、その操作に必要な知識及び技能を有すると認められた者に当該設備を操作させる。ただし、教育・訓練及び点検のために操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で操作させる場合はこの限りでない。</p> <p>3 設備課長は、あらかじめ定めた基準によりグローブボックス等作業従事者の指定を行う。</p> <p>4 安全管理課長は、放射線管理設備（サーベイメータは除く）については、その操作に必要な知識及び技能を有すると認められた者に当該設備を操作させる。ただし、教育・訓練及び点検のために操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で操作させる場合はこの限りでない。</p> <p>5 安全管理課長は、あらかじめ定めた基準により放射線管理員の指定を行う。</p>
<p>2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>（設備の操作等に係る下部規定） ※変更なし</p> <p>第17条 各課長は、この規定を効果的かつ円滑に運用するため、次の事項に関する下部規定の作成及び改廃を行う。</p> <p>（1）使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の設備の操作に関すること</p> <p>（2）核燃料物質等の使用等における放射線管理に関すること</p> <p>（3）非常の場合の措置に関すること</p> <p>（4）施設管理に関すること</p> <p>（5）その他、使用施設等の保安に関すること</p> <p>2 各課長は、前項に基づく下部規定の作成及び改廃を行う場合は、必要に応じて安全委員会の審議を経て所長の承認を得る。</p> <p>3 各課長は、第1項の下部規定を効果的かつ円滑に運用するため、必要に応じて作業手順書或いはその他保安に関する文書の作成及び改廃を行う。</p>
<p>3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p>	<p>（臨界管理）：変更なし</p> <p>第19条 部長は、分析課長を指揮し、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても臨界に達しないよう質量管理により臨界管理を行う。</p> <p>2 分析課長は、前項の管理のため別表第4に掲げる核的制限値を超えないようにする。</p> <p>別表第4 核的制限値（第19条） ※変更なしにつき省略</p>
<p>4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p>	<p>※使用許可基準規則第1条第2項第4号に定める安全上重要な施設を有していないことから記載なし。</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
<p>5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。</p>	<p>（負圧等の維持）</p> <p>第21条 分析課長は、別表第7に掲げる設備等の負圧等の通常操作条件の下、核燃料物質等を使用する。</p> <p>2 設備課長は、別表第7に掲げる通常操作条件を逸脱した場合は、<u>分析課長に核燃料物質等の使用を停止させ、原因の調査及び通常操作条件への復旧等の必要な措置を講じる。</u> <u>分析課長は、核燃料物質の取扱いを停止し、核燃料物質等の使用、保管状況の把握に努め、設備課が行う原因の調査及び通常操作条件への復旧等に協力する。</u>ただし、設備等の検査、修理、復旧、改造等の作業を行う場合、及び日本原燃と共用する分析建屋換気設備が保守又は商用電源喪失等により停止した場合であって汚染の拡大防止措置を含む計画をあらかじめ作成し、安全管理課長の確認及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を受けているときは、この限りではない。</p> <p>3 各課長は、前項ただし書きの適用除外を行う場合には、その旨を関係者に周知する。</p> <p>別表第7 負圧等の通常操作条件（第21条） ※変更なしにつき省略</p> <p>（施設の巡視点検）</p> <p>第38条の2 設備課長は、核燃料物質等の使用前及び使用後に第38条に定める施設管理実施計画に基づき別表第15の2に掲げる巡視点検を行う。</p> <p>2 設備課長は、前項の巡視点検において異常を認めた場合は第24条第2項に従って必要な措置を講じるとともに通報を行う。なお、その後の対応は、第24条第3項から第6項に従って行う。</p> <p>別表第15の2 巡視点検（第38条の2） ※変更なしにつき省略</p>
<p>6. 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>（異常時の措置）</p> <p>第24条 保障措置分析所に異常（おそれがある場合を含む）を発見した者は、直ちに別途定める通報系統に従い通報する。</p> <p>2 設備課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、必要と判断したときには分析課長に核燃料物質の取扱いを停止させ、異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置を講じる。なお、当該事象が火災或いは、六ヶ所村震度4以上の地震の場合には、各課長と連携して、鎮火後又は地震後、使用施設・設備の損傷の有無を確認する。また、設備課長は、異常が共用設備に起因すると思われる場合は、直ちに日本原燃に連絡する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射線状況の把握に努め、設備課が行う異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置に協力する。</p> <p>4 分析課長は、核燃料物質の取扱いを停止し、核燃料物質等の使用、保管状況の把握に努め、設備課が行う異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置に協力する。</p> <p>5 設備課長は、安全管理課長及び分析課長の協力を得て異常の原因を調査し、使用施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、その結果を所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>6 所長は、異常の状況に応じて必要と判断した場合は、管理課長に外部関係機関へ通報させる。</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）										
<p>使用規則第2条の12第1項第6号 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>(管理区域) ※変更なし 第25条 管理区域は別図第2-1～第2-3に掲げる区域とし、別表第9に掲げる区域基準により、汚染のおそれのある区域及び汚染のおそれのない区域に区分する。 2 安全管理課長は、管理区域を壁等の区画物によって区画するほか、人の出入口及び搬出入口付近に保障措置分析所の管理区域である旨の標識を設けることによって再処理施設分析建屋の管理区域と区別する。</p> <p>別図第2-1～第2-3 ※管理区域自体の変更はないが、凡例に記載する内容の記載を適正化（記載は省略） 別表第9 管理区域の区域基準（第25条） ※変更なしにつき省略</p> <p>(立入制限区域に係る措置) 第26条 所長は、管理区域のうち別表第9の2に掲げる線量率等の基準に該当する場所が生じたとき、もしくは生じるおそれがある場合は、標識の掲示、柵、施錠等により他の場所と区分して、人の立入りを制限させる。ただし、第32条に基づき実施する作業においては、その作業計画に定めた放射線防護上の措置を講じる。 2 所長は、前項の区域（以下「立入制限区域」という。）に人を立ち入らせる場合は、あらかじめ安全管理課長と協議して、放射線防護上必要な措置を講じる。 3 所長は、立入制限区域を設定し又は解除する場合は、あらかじめ安全管理課長、分析課長及び設備課長と協議し、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>別表第9の2 立入制限区域の設定基準（第26条）</p> <table border="1" data-bbox="1136 1045 2712 1423"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部放射線に係る線量</td> <td>線量率が25μSv/hを超える区域</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td>線量告示第6条（放射線業務従事者に係る濃度限度）第1項第3号に定める濃度を超える区域</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>線量告示に定める表面密度限度を超える区域 ① α線を放出する放射性物質について4Bq/cm²を超える区域 ② α線を放出しない放射性物質について40Bq/cm²を超える区域</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>上記に掲げるほか、所長が汚染拡大防止又は被ばく制限をするために必要があると認めた場合</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準	外部放射線に係る線量	線量率が25 μ Sv/hを超える区域	空気中の放射性物質濃度	線量告示第6条（放射線業務従事者に係る濃度限度）第1項第3号に定める濃度を超える区域	表面密度	線量告示に定める表面密度限度を超える区域 ① α 線を放出する放射性物質について4Bq/cm ² を超える区域 ② α 線を放出しない放射性物質について40Bq/cm ² を超える区域	その他	上記に掲げるほか、 所長 が汚染拡大防止又は被ばく制限をするために必要があると認めた場合
区 分	基 準										
外部放射線に係る線量	線量率が25 μ Sv/hを超える区域										
空気中の放射性物質濃度	線量告示第6条（放射線業務従事者に係る濃度限度）第1項第3号に定める濃度を超える区域										
表面密度	線量告示に定める表面密度限度を超える区域 ① α 線を放出する放射性物質について4Bq/cm ² を超える区域 ② α 線を放出しない放射性物質について40Bq/cm ² を超える区域										
その他	上記に掲げるほか、 所長 が汚染拡大防止又は被ばく制限をするために必要があると認めた場合										
<p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p>	<p>(飲食及び喫煙の禁止) ※変更なし 第27条 安全管理課長は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。</p> <p>(管理区域の出入管理) ※変更なし 第30条 安全管理課長は、施錠等により管理区域への人の立ち入りを制限・管理できる措置を講じる。 2 安全管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の各号に掲げる事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 管理区域の出入りは別図第2-2に示す保障措置分析所出入口を経由する。ただし、緊急に避難する場合はこの限りではない。 (2) 個人線量計を着用する。 (3) 専用の衣服及び指定された装備を着用する。 (4) 管理区域の内、汚染のおそれのある区域から汚染のおそれのない区域へ退出するとき或いは汚染のおそれのある区域から管理区域外へ退出するときは、身体及び身体に着用している物の汚染検査を行う。 (5) 業務上必要でない物品を持ち込まない。 (6) 一時立入者の立会者は、一時立入者に保安上の指示を行うとともに、その指示に従わせる。</p>										
<p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>3 安全管理課長は、前項の退出に当たって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表第10(1)に掲げる値を超え</p>										
<p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>											

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
	ないような措置を講じる。
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	<p>（管理区域外への物品の搬出） ※変更なし</p> <p>第31条 安全管理課長は、管理区域の内、汚染のおそれのある区域から汚染のおそれのない区域へ物品を搬出する場合或いは汚染のおそれのある区域から管理区域外へ物品を搬出する場合は、その物品の表面密度等が別表第10（1）に掲げる値を超えていないことを確認する。</p>
8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。	<p>（周辺監視区域） ※変更なし</p> <p>第28条 周辺監視区域は別図第3に掲げる区域とする。</p> <p>2 周辺監視区域境界の柵は日本原燃が設置するものを共用する。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の柵の一部に周辺監視区域であることを示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>別図第3 周辺監視区域（第28条） ※周辺監視区域自体の変更はないが、等高線を削除する等の所要箇所を見直し（記載は省略）</p>
9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	<p>（関係法令及び規定の遵守）</p> <p>第3条 公益財団法人核物質管理センターの役員、職員、任期付職員、参事、専門契約職員及び契約職員は、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う場合は関係法令及びこの規定を遵守する。</p> <p>2 理事長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>3 六ヶ所保障措置センター所長（以下「所長」という。）は、保障措置分析所を共同利用する国際原子力機関との取り決めにより、その職員に関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。なお、この規定において第1項及び本項の者を「職員等」という。</p> <p>4 所長は、設備の一部を共用する日本原燃との取り決めにより、保障措置分析所及び共用設備における保安活動を行う同社職員及び同社の請負事業者職員に関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>5 所長は、前項以外の者に保障措置分析所において業務を行わせる場合は、契約等により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。なお、この規定において前項及び本項の者を「協力会社員等」という。</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第7号</p> <p>線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p>	<p>（線量の評価） ※変更なし</p> <p>第36条 安全管理課長は、別表第13に掲げるところにより放射線業務従事者の線量を評価し、別表第14に掲げる線量限度を超えていないことを確認する。ただし、協力会社等に所属する放射線業務従事者の線量については、協力会社等が評価した結果を報告させ、別表第13に掲げる線量を超えていないことを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の評価の結果を所長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知する。ただし、協力会社等に所属する放射線業務従事者については、協力会社等から通知させる措置を講じる。</p> <p>3 安全管理課長は、第1項の線量が別表第14に掲げる要警戒線量を超えた場合は、その原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>別表第13 線量の評価項目及び頻度（第36条） ※変更なしにつき省略</p> <p>別表第14 放射線業務従事者に係る線量限度（第36条） ※変更なしにつき省略</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
<p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p>	<p>（目的） ※変更なし 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第57条第1項の規定に基づき定める。 2 この規定は、核燃料物質の使用施設等における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の使用、廃棄及び保管（以下「取扱い」という。）並びに運搬（以下、取扱い及び運搬を「使用等」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質等による災害の防止を図ることを目的とする。 3 前項の目的を達成するため、保安に関する業務（以下「保安活動」という。）は品質マネジメント活動の基に適切に実施する。 4 この規定に基づく保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばく及び作業による作業員の被ばくを合理的に達成できる限り低くなるように実施する。</p>
<p>3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p>	<p>（床、壁等の除染） 第33条 各課長は、別表第10（2）に掲げる値を超える予期しない汚染を床、壁等に発生させ又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、安全管理課長に連絡する。 2 安全管理課長は、前項の汚染の状況を確認し、汚染箇所に係る作業を所管する課長に連絡するとともに、汚染の除去、汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の指導・助言を行う。 3 前項の指導・助言を受けた課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じ、措置結果について安全管理課長の確認を受ける。 4 安全管理課長は、第2項及び第3項の確認の内容について、所長に報告する。</p> <p>別表第10 表面密度等の基準（2）管理区域に係る表面密度（第33条） ※変更なしにつき省略</p>
<p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>（外部放射線に係る線量率等の測定） 第35条 安全管理課長は、別表第11に掲げるところにより管理区域内における線量率等を測定する。 2 安全管理課長は、別表第12に掲げるところにより周辺監視区域の境界付近における線量率を測定する。 3 安全管理課長は、前二項の測定結果について核燃料取扱主務者に報告する。 4 安全管理課長は、第1項及び第2項の測定の結果に異常を認めた場合は、分析課長及び設備課長へ連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。 5 安全管理課長は、前項の調査の結果及び講じた措置について、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>別表第11 管理区域内における線量率等の測定（第35条） ※変更なしにつき省略 別表第12 周辺監視区域境界付近における線量率の測定（第35条） ※変更なしにつき省略</p>
<p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>（管理区域外への物品の搬出）：変更なし 第31条 安全管理課長は、管理区域の内、汚染のおそれのある区域から汚染のおそれのない区域へ物品を搬出する場合或いは汚染のおそれのある区域から管理区域外へ物品を搬出する場合は、その物品の表面密度等が別表第10（1）に掲げる値を超えていないことを確認する。</p> <p>別表第10 表面密度等の基準（1）人の退出又は物品等の搬出に係る表面密度等（第30条、第31条、第41条） ※変更なしにつき省略</p>
<p>6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>（周辺監視区域外に係る運搬） 第44条 部長は、周辺監視区域外へ核燃料物質を運搬する場合及び周辺監視区域外から搬入する場合は、運搬計画書を作成し、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。 2 部長は、前項の運搬に当たっては、標識の取付け等法令等に定める措置を講じる。 3 部長は、第1項の運搬が終了したときは、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
<p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>※現状、原子炉等規制法第61条の2第2項（クリアランス制度）の認可を受けていないことから該当せず。</p>
<p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p><u>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</u> <u>第31条の2 安全管理課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断し取り扱う場合の措置について、以下の事項を定める。</u> <u>（1）「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲は、第25条に定める管理区域に設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下本条において「資材等」という。）及び当該区域内において使用された工具類等（以下本条において「物品」という。）とする。</u> <u>（2）「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等は、以下のとおりとする。</u> ① <u>汚染のおそれのない区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</u> ② <u>汚染のおそれのある区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</u> ③ <u>汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</u> ④ <u>汚染のある区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</u> <u>（3）「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、核燃料物質等により汚染されたものの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</u></p>
<p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p><u>（床、壁等の除染）</u> 第33条 各課長は、別表第10（2）に掲げる値を超える予期しない汚染を床、壁等に発生させ又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、安全管理課長に連絡する。 2 安全管理課長は、前項の汚染の状況を確認し、汚染箇所に係る作業を所管する課長に連絡するとともに、汚染の除去、汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の指導・助言を行う。 3 前項の指導・助言を受けた課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じ、措置結果について安全管理課長の確認を受ける。 4 安全管理課長は、第2項及び第3項の確認の内容について、<u>所長</u>に報告する。</p> <p>別表第10 表面密度等の基準（2）管理区域に係る表面密度（第33条） ※変更なしにつき省略</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
<p>使用規則第2条の12第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第45条 設備課長は、保障措置分析所で発生する放射性気体廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を再処理施設の主排気筒への系統に排気する。なお、保障措置分析所から分析建屋換気設備に気体廃棄物を排気する場合は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下、「線量告示」という。）に定められた周辺監視区域の境界における空気中の濃度限度を超えないように排気する。 2 安全管理課長は、排気ダストモニタ等により気体廃棄物中の放射性物質を排気系統ごとに監視し、警報が吹鳴した場合は直ちに第24条第1項に従い通報するものとし、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。なお、排気ダストモニタの警報装置の作動条件は別表第17による。 3 安全管理課長は、分析建屋換気設備における排気中の放射性物質濃度を排気ダストモニタにより監視するとともに、排気ダストろ紙を回収・評価し、別表第18に掲げる管理目標値を超えていないことを確認する。なお、管理目標値を超えた場合又は超えるおそれのある場合は、直ちに第24条第1項に従い通報するものとし、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。 4 安全管理課長は、前項の評価結果を核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>別表第17 排気ダストモニタの警報作動条件（第45条） ※変更なしにつき省略 別表第18 排気中の放射性物質の管理目標値（第45条） ※変更なしにつき省略</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理) 第46条 設備課長は、保障措置分析所で発生した放射性液体廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）を貯留容器に一時貯留し、その放射性物質濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の排水中の濃度限度を超えていないことを確認した後、再処理施設へ排出する。なお、設備課長は、液体廃棄物中の放射性物質濃度の評価を安全管理課長へ依頼する。 2 安全管理課長は、液体廃棄物中の放射性物質濃度を評価し、設備課長に報告する。 3 設備課長は、前項の測定結果及び液体廃棄物の排出の状況を核燃料取扱主務者に報告する。 4 設備課長は、別表第19に掲げる管理目標値を超えている場合は、希釈する等の措置により管理目標値以下にする。なお、液体廃棄物中の放射性物質濃度が管理目標値を超え、希釈等によっても管理目標値以下にすることが困難な場合の保管については、その保管場所及び保管方法を定め、部長（分析課長に限る）及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。</p> <p>別表第19 液体廃棄物の管理目標値（第46条） ※変更なしにつき省略</p>
<p>2. これらの設備の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>※排気監視設備及び排水監視設備の機能維持（管理方法）は、施設管理に関する事項と併せて定めている。</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
<p>使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p>	<p>（放射線測定設備の管理） ※変更なし</p> <p>（外部放射線に係る線量率等の測定） 第35条 安全管理課長は、別表第11に掲げるところにより管理区域内における線量率等を測定する。 2 安全管理課長は、別表第12に掲げるところにより周辺監視区域の境界付近における線量率を測定する。 3 安全管理課長は、前二項の測定結果について核燃料取扱主務者に報告する。 4 安全管理課長は、第1項及び第2項の測定の結果に異常を認めた場合は、分析課長及び設備課長へ連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。 5 安全管理課長は、前項の調査の結果及び講じた措置について、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第37条 安全管理課長は、別表第15に掲げる放射線管理設備を確保する。 2 安全管理課長は、前項の放射線管理設備について第38条に定める施設管理実施計画に基づき定期的な点検を行い、その機能が正常であることを確認する。なお、点検のため監視等を中断する場合は、あらかじめ必要な措置を講じる。 3 安全管理課長は、前項の点検で異常を認めた場合又は、故障等により使用不能となったときは、修理又は代替品の補充を行う。</p>
<p>2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>※放射線測定器の機能維持（管理方法）は、施設管理に関する事項と併せて定めている。</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p>	<p>（核燃料物質の受渡し管理） 第41条 分析課長は、核燃料物質を再処理施設から受け入れ又は同工場へ払い出す場合は、あらかじめ受渡し計画を作成し、部長の確認及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。この計画を変更する場合も同様とする。 2 分析課長は、前項の計画により核燃料物質を受け入れ又は払い出すときは、これに係わる設備の健全性を確認するとともに、受入れの際には取扱量を超えないことを確認する。また、払出しの場合であって、運搬容器に封入して管理区域から搬出する際は、当該容器の健全性を確認するとともに、第31条による安全管理課長の表面密度等の確認を受ける。 3 分析課長は、第1項の計画による受入れ及び払出しが終了したときは、その結果を部長、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>（核燃料物質の貯蔵） 第42条 分析課長は、核物質保管室において別表第6に掲げる年間予定使用量及び別表第16に示す貯蔵量を超えて核燃料物質を貯蔵してはならない。 2 分析課長は、核物質保管室の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。 3 安全管理課長は、核燃料物質を搬出入する場合及び施設の巡視点検等を行う場合を除き、核物質保管室に施錠するなど立入制限の措置を講じる。</p> <p>別表第16 核物質保管室の最大貯蔵量（第42条） ※変更なしにつき省略</p> <p>（周辺監視区域内に係る運搬） 第43条 分析課長は、周辺監視区域内において核燃料物質を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）する場合は、あらかじめ部長及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。 2 分析課長は、前項の運搬に当たっては、標識の取付け等法令等に定める措置を講じる。 3 分析課長は、第1項の運搬が終了したときは、部長、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。 4 設備課長は、周辺監視区域内において核燃料物質に汚染された物（放射性固体廃棄物）を運搬する場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。 5 設備課長は、前項の運搬に当たっては、標識の取付け等法令等に定める措置を講じる。 6 設備課長は、第4項の運搬が終了したときは、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
<p>2. 核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>（周辺監視区域外に係る運搬） 第44条 部長は、周辺監視区域外へ<u>核燃料物質</u>を運搬する場合及び周辺監視区域外から搬入する場合は、運搬計画書を作成し、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。 2 部長は、前項の運搬に当たっては、標識の取付け等法令等に定める措置を講じる。 3 部長は、第1項の運搬が終了したときは、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄 1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p>	<p>（放射性固体廃棄物の管理） 第47条 <u>設備課長</u>は、保障措置分析所で発生した放射性固体廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）について、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）固体廃棄物を、不燃性、難燃性、可燃性及び混在に区分する。 （2）（1）で区分した固体廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により再処理施設へ払い出す。 ①汚染拡大防止のため20Lビン又は指定の容器（以下「20Lビン等」という。）もしくはビニルバッグ等に梱包したうえで、防火のため保障措置保管室に設置したドラム缶等に収納する。ドラム缶等は、収納した固体廃棄物が所定の量に達した後、封入して再処理施設へ払い出す。 ②汚染拡大防止のため20Lビン等に封入したうえで、防火のため金属製の運搬容器（パディラック）に収納して再処理施設へ払い出す。 （3）固体廃棄物をドラム缶等に収納することが困難な場合は、収納するまでの間、不燃シートで覆う等の汚染拡大防止及び防火対策を行う。 （4）固体廃棄物の内容物、封入日その他の必要な事項を記録するとともに、ドラム缶等にはこれと照合できる表示をする。 （5）固体廃棄物を払い出す場合は、日本原燃に当該固体廃棄物に関する記録の写しを交付する。 2 <u>設備課長</u>は、固体廃棄物の封入及び廃棄の結果について、核燃料取扱主務者に報告する。 3 固体廃棄物に異常を発見した者は、第24条第1項に<u>従い通報するものとし、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。</u></p>
<p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p>	<p>（放射性液体廃棄物の管理） 第46条 <u>設備課長</u>は、保障措置分析所で発生した放射性液体廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）を貯留容器に一時貯留し、その放射性物質濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の排水中の濃度限度を超えていないことを確認した後、再処理施設へ排出する。なお、<u>設備課長</u>は、液体廃棄物中の放射性物質濃度の評価を安全管理課長へ依頼する。 2 安全管理課長は、液体廃棄物中の放射性物質濃度を評価し、<u>設備課長</u>に報告する。 3 <u>設備課長</u>は、前項の測定結果及び液体廃棄物の排出の状況を核燃料取扱主務者に報告する。 4 <u>設備課長</u>は、別表第19に掲げる管理目標値を超えている場合は、希釈する等の措置により管理目標値以下にする。なお、液体廃棄物中の放射性物質濃度が管理目標値を超え、希釈等によっても管理目標値以下にすることが困難な場合の保管については、その保管場所及び保管方法を定め、核燃料取扱主務者の同意及び<u>所長</u>の承認を得る。</p> <p>別表第19 液体廃棄物の管理目標値（第46条） ※変更なしにつき省略</p>
<p>3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>※本施設の放射性固体廃棄物は日本原燃再処理施設に外廃棄しており、同じ周辺監視区域内に設置されていることから、第10号における周辺監視区域内に係る運搬として定めている。</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
<p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第46条 設備課長は、保障措置分析所で発生した放射性液体廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）を貯留容器に一時貯留し、その放射性物質濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の排水中の濃度限度を超えていないことを確認した後、再処理施設へ排出する。なお、設備課長は、液体廃棄物中の放射性物質濃度の評価を安全管理課長へ依頼する。</p> <p>2 安全管理課長は、液体廃棄物中の放射性物質濃度を評価し、設備課長に報告する。</p> <p>3 設備課長は、前項の測定結果及び液体廃棄物の排出の状況を核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 設備課長は、別表第19に掲げる管理目標値を超えている場合は、希釈する等の措置により管理目標値以下にする。なお、液体廃棄物中の放射性物質濃度が管理目標値を超え、希釈等によっても管理目標値以下にすることが困難な場合の保管については、その保管場所及び保管方法を定め、核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>別表第19 液体廃棄物の管理目標値（第46条） ※変更なしにつき省略</p>
<p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第45条 設備課長は、保障措置分析所で発生する放射性気体廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を再処理施設の主排気筒への系統に排気する。なお、保障措置分析所から分析建屋換気設備に気体廃棄物を排気する場合は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下、「線量告示」という。）に定められた周辺監視区域の境界における空気中の濃度限度を超えないように排気する。</p> <p>2 安全管理課長は、排気ダストモニタ等により気体廃棄物中の放射性物質を排気系統ごとに監視し、警報が吹鳴した場合は直ちに第24条第1項に従い通報するものとし、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。なお、排気ダストモニタの警報装置の作動条件は別表第17による。</p> <p>3 安全管理課長は、分析建屋換気設備における排気中の放射性物質濃度を排気ダストモニタにより監視するとともに、排気ダストろ紙を回収・評価し、別表第18に掲げる管理目標値を超えていないことを確認する。なお、管理目標値を超えた場合又は超えるおそれのある場合は、直ちに第24条第1項に従い通報するものとし、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の評価結果を核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>別表第18 排気中の放射性物質の管理目標値（第45条） ※変更なしにつき省略</p>
<p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p>	<p>※平常時の環境放射線モニタリング（周辺監視区域外における環境サンプリング測定やモニタリングポストによる測定・監視）は行っていないことから実施体制は定めていない。</p>
<p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>(目的) ※変更なし</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第57条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、核燃料物質の使用施設等における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の使用、廃棄及び保管（以下「取扱い」という。）並びに運搬（以下、取扱い及び運搬を「使用等」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質等による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>3 前項の目的を達成するため、保安に関する業務（以下「保安活動」という。）は品質マネジメント活動の基に適切に実施する。</p> <p>4 この規定に基づく保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばく及び作業による作業員の被ばくを合理的に達成できる限り低くなるように実施する。</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>(非常時の計画) ※変更なし</p> <p>第48条 所長は、六ヶ所保障措置センターの通常組織では対応できない非常時に備え、災害救助又は被害の拡大防止並びに使用施設等の機能を維持するための活動を行うための次に掲げる内容の計画をあらかじめ策定する。</p> <p>(1) 火災が発生した場合における可燃物管理、公設消防への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動</p> <p>(2) 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがある場合に採るべき処置に関する事項</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
	<p>(3) 活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること (4) 活動を行うために必要な資機材に関すること (5) 活動を行うために必要な体制に関すること 2 前項の非常時対策組織には本部を置き、本部長には所長が当たる。ただし、所長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>(非常時要員の確保) ※変更なし 第49条 所長は、前条の非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ確保する。</p> <p>(非常時対応資機材の整備) ※変更なし 第50条 所長は、第48条の計画に基づき、非常時対策組織が活動するに当たって必要な放射線測定器、防護具類、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておく。</p> <p>(通報系統) ※変更なし 第51条 所長は、非常時通報系統をあらかじめ定め、職員等及び協力会社等に周知しておく。</p>
<p>2. 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>(設備の操作等に係る下部規定) ※変更なし 第17条 各課長は、この規定を効果的かつ円滑に運用するため、次の事項に関する下部規定の作成及び改廃を行う。 (1) 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の設備の操作に関すること (2) 核燃料物質等の使用等における放射線管理に関すること (3) 非常の場合の措置に関すること (4) 施設管理に関すること (5) その他、使用施設等の保安に関すること 2 各課長は、前項に基づく下部規定の作成及び改廃を行う場合は、必要に応じて安全委員会の審議を経て所長の承認を得る。 3 各課長は、第1項の下部規定を効果的かつ円滑に運用するため、必要に応じて作業手順書或いはその他保安に関する文書の作成及び改廃を行う。</p> <p>(非常時の計画) ※変更なし 第48条 所長は、六ヶ所保障措置センターの通常組織では対応できない非常時に備え、災害救助又は被害の拡大防止並びに使用施設等の機能を維持するための活動を行うための次に掲げる内容の計画をあらかじめ策定する。 (1) 火災が発生した場合における可燃物管理、公設消防への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動 (2) 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがある場合に採るべき処置に関する事項 (3) 活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること (4) 活動を行うために必要な資機材に関すること (5) 活動を行うために必要な体制に関すること 2 前項の非常時対策組織には本部を置き、本部長には所長が当たる。ただし、所長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>
<p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。</p>	<p>(通報系統) ※変更なし 第51条 所長は、非常時通報系統をあらかじめ定め、職員等及び協力会社等に周知しておく。</p> <p>(通報) ※変更なし 第52条 保障措置分析所に係る非常事態の発生又はそのおそれのあることを発見した者は、直ちに通報系統に従い通報する。</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	（非常事態における活動） ※変更なし 第54条 非常時対策組織は、第48条の計画に従い、避難指示、人命の救助、非常事態の原因除去、拡大防止に係る防護活動並びに使用施設等の機能の保全を行う。なお、原子力災害対策措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず原子力事業者防災業務計画による。 2 本部長は、前項の活動を行うに当たり外部関係機関に協力を要請することが適切と判断した場合は、活動の協力を要請する。
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	（非常事態の発令） ※変更なし 第53条 所長は、前条の通報を受けた事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常事態を宣言し、非常時対策組織を設置する。
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。	（緊急作業における作業者の選任及び被ばく管理等） 第54条の2 所長は、保障措置分析所に災害が発生し又は発生するおそれのある場合、使用設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある施設の損傷が生じた場合など緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思がない旨を書面で申し出た者。）を別表第20に掲げる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。
(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること	2 所長は、前項の規定に関わらず、線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象が発生した場合は、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思がない旨を書面で申し出た者。）を別表第20に掲げる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。
(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。	3 所長は、前二項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させる場合、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者を選任する。 (1) 第4項に定める緊急作業に係る教育訓練を受けた上で緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者。 (2) 第2項の場合にあっては、原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災管理者、副原子力防災管理者又は原子力防災要員の指定を受けた者。
(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	4 室長及び 各課長は、第1項又は第2項の緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、別表第20の2に掲げる教育訓練を実施する。 5 室長及び 各課長は、前項の教育訓練の結果について安全管理課長の確認を受け、所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。 6 設備課長 は、第1項又は第2項の緊急作業を行う必要がある場合は、 部長、室長、分析課長、安全管理課長、管理課長 及び核燃料取扱主務者と協議のうえ緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	7 安全管理課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定・評価（1ヶ月以内ごとに1回）を実施するとともに、緊急作業に従事した期間における被ばく線量が第1項又は第2項に定める線量限度を超えていないことを確認する。 8 安全管理課長は、前項の評価の結果を所長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該緊急作業に従事した者に通知する。 9 管理課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該業務に配置替えの後1月以内ごとに1回、定期的に、及び当該業務から他の業務に配置替えの際又は離職する際、医師による健康診断を受診させる。 10 設備課長 は、第6項のただし書の緊急作業を行った場合は、作業終了後速やかに、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	（非常事態の解除） ※変更なし 第55条 本部長は、非常事態の原因が除去され、拡大防止等に係る防護活動が終了し、非常事態が収束したと判断した場合は、非常事態の終息、解除を宣言し、非常時対策組織を解散する。
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	（非常時の訓練） ※変更なし 第14条 所長は、非常の場合に対処するための訓練を年1回以上実施する。

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
<p>使用規則第2条の12第1項第13号 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止 その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの「以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。」 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>(非常時の計画) ※変更なし</p> <p>第48条 所長は、六ヶ所保障措置センターの通常組織では対応できない非常時に備え、災害救助又は被害の拡大防止並びに使用施設等の機能を維持するための活動を行うための次に掲げる内容の計画をあらかじめ策定する。</p> <p>(1) 火災が発生した場合における可燃物管理、公設消防への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動</p> <p>(2) 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがある場合に採るべき処置に関する事項</p> <p>(3) 活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること</p> <p>(4) 活動を行うために必要な資機材に関すること</p> <p>(5) 活動を行うために必要な体制に関すること</p> <p>2 前項の非常時対策組織には本部を置き、本部長には所長が当たる。ただし、所長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告</p> <p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p>	<p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第4条 保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、以下のとおりに品質マネジメントシステムを構築する。</p> <p>※ 1一般（1. 1目的）から、2品質マネジメントシステム（2. 4文書の管理）までは前出につき省略（変更はない）</p> <p>2. 5 記録の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p> <p>3経営責任者等の責任から、6評価及び改善システムまでは前出につき省略（変更はない）</p>

(記録) ※変更なし
 第57条 第5条に掲げる各職位は、別表第21に定めるところにより、保安に関する記録を作成し、保存する。

別表第21 保安に関する記録(第57条)

(1) 核燃料使用規則第2条の11及び第2条の12に定める記録

記 録 事 項	略	記録責任者	保存責任者	略
1. 使用施設等の施設管理記録				
(イ) 使用前確認の結果 (ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ※変更なしにつき省略				
2. 放射線管理記録				
(イ) 保障措置分析所の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 ※変更なしにつき省略				
(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口における放射性物質の濃度	略	排気については安全管理課長 排水については 設備課長	排気については安全管理課長 排水については 設備課長	略
(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率（(イ)に規定する場合のものを除く。）並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (チ) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 ※変更なしにつき省略				
(リ) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	略	設備課長	設備課長	略
(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	略			

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）					
		3. 警報装置から発せられた警報の内容 ※変更なしにつき省略				
		4. 保障措置分析所の事故記録				
		(イ) 事故の発生及び復旧の時	略	所長	所長	略
		(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	略			
		(ハ) 事故の原因	略			
		(ニ) 事故後の措置	略			
2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	<p>(記録) ※変更なし 第57条 第5条に掲げる各職位は、別表第21に定めるところにより、保安に関する記録を作成し、保存する。</p> <p>別表第21 保安に関する記録(第57条) ※前出につき省略</p>					
3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。	<p>(報告) ※変更なし 第58条 安全管理課長は、核燃料物質の使用等に関する規則（以下、「核燃料使用規則」という。）第7条第1項に定める放射線管理等報告書を作成し、核燃料取扱主務者の審査を受けた後、所長に提出する。</p> <p>※各条文にて、核燃料取扱主務者の確認及び所長への報告が明記されている。</p>					
4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	<p>(事故報告) ※変更なし 第59条 所長は、核燃料使用規則第6条の10に定める事象が発生した又はそれに準じる重大な事象が発生した場合は、その旨を直ちに理事長に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告の後速やかに、次の各号に掲げる事項を明らかにした報告書を作成し、理事長に報告する。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他、必要な事項</p>					
5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。						
使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定めていること	<p>(施設管理) ※変更なし 第38条 所長は、使用施設等の安全確保及び性能維持のため、六ヶ所保障措置分析所の施設管理方針を策定する。</p> <p>2 各課長は、第1項の施設管理方針を受け、達成度が判定可能な施設管理目標を定める。なお、所管する設備・機器のうち、施設管理の重要度が高いものについて、定量的な施設管理目標を設定するものとする。</p> <p>3 各課長は、前項の施設管理目標を設定したときは、部長（分析課長に限る。）及び核燃料取扱主務者の確認並びに所長の承認を得る。</p> <p>4 各課長は、前項の施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた使用施設等の実施に関する計画（以下、「施設管理実施計画」という。）を策定し、部長（分析課長に限る。）及び核燃料取扱主務者の確認並びに所長の承認を得る。なお、使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、特別な措置を講じることを計画すること。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること (2) 使用施設等の設計及び工事に関すること (3) 使用施設等の巡視に関すること (4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期に関すること (5) 使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること (6) 使用施設等の設計、工事、巡視及び点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること (7) (6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること (8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること</p>					

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
	<p>5 各課長は、施設管理実施計画に基づき施設管理を実施する。</p> <p>（自主検査） ※変更なし</p> <p>第40条 所長は、施設管理が適切に実施されていることを確認するため、検査責任者及び検査員を指名し、施設管理実施計画による施設管理の実施状況及び結果等について、自主検査を実施させる。なお、検査責任者及び検査員は対象となる施設管理の実施者以外の者とする。</p> <p>2 検査責任者は、自主検査を実施するにあたり、自主検査計画及び自主検査要領書を作成し、核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。なお、各課長は検査責任者の求めに応じ、自主検査要領書の作成に必要な情報を提供する。</p> <p>3 検査責任者は、各課長に自主検査計画及び自主検査要領書を通知するとともに、自主検査計画及び自主検査要領書に基づき自主検査を実施する。</p> <p>4 検査責任者は、前項の検査の結果について、核燃料取扱主務者の確認を得て、所長に報告する。</p> <p>（施設管理の評価及び改善） ※変更なし</p> <p>第40条の2 各課長は、施設管理実施計画の実効性の評価を以下の期間ごとに実施し、実施の都度、必要に応じて速やかにその結果を施設管理実施計画に反映させる。</p> <p>（1）施設管理実施計画に記載する期間（第38条第4項第1号の期間）</p> <p>（2）自主検査の実施後</p> <p>2 各課長は、一定期間ごとに施設管理目標の評価を行い、必要に応じて速やかにその結果を施設管理目標に反映し、核燃料取扱主務者の同意を得て、所長に報告する。</p> <p>3 所長は、前項の報告により、施設管理方針の評価を行い、必要に応じてその結果を施設管理方針に反映する。</p>
<p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に参与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>（修理等の計画）</p> <p>第39条 各課長は、保障措置分析所の施設又は設備若しくは機器（以下、「施設等」という。）の修理、改造及びに新設並びに更新（以下、「修理等」という。）を行う場合であって、これが保障措置分析所の保安に影響すると認めた場合は、あらかじめ計画を作成し、部長（分析課長に限る。）の確認及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、前項の計画を作成する場合は、許可手続きの必要の有無及び使用前検査の必要の有無を確認する。</p> <p>3 所長は、使用前検査が必要と判断した場合、検査責任者及び検査員を指名し、使用前検査を実施させる。なお、検査責任者及び検査員は対象となる施設等の修理等の実施者以外の者とする。</p> <p>4 検査責任者は、使用前検査を実施するにあたり、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を作成する。なお、検査の方法は次に掲げる方法で行う。</p> <p>（1）構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>（2）機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>（3）その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法</p> <p>5 各課長は、検査責任者の求めに応じ、第4項の検査要領書の作成に必要な情報を提供する。</p> <p>6 各課長は、第1項の計画による修理等並びに前項の使用前検査を終えたときは、その記録について部長（分析課長に限る。）及び核燃料取扱主務者の確認を得て、所長に報告する。</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第16号</p> <p>技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置</p>	<p>（情報の共有） ※変更なし</p> <p>第60条 各課長は、第8章の施設管理により保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報に関して、必要に応じて事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者と共有するための措置を講じる。</p>

保安規定の審査基準	RSC 保安規定（下線・太字は改定箇所）
が記載されていること。	
使用規則第2条の12第1項第17号 不適合発生時の情報の公開 1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	（不適合の公開） ※変更なし 第61条 品質マネジメントシステム管理責任者は、保安活動による不適合の内容が公開基準に該当する場合、使用施設等の保安の向上を図る観点から不適合の内容をホームページにて公開する。
2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。	
使用規則第2条の12第1項第18号 その他必要な事項 1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	（目的） ※変更なし 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第57条第1項の規定に基づき定める。 2 この規定は、核燃料物質の使用施設等における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の使用、廃棄及び保管（以下「取扱い」という。）並びに運搬（以下、取扱い及び運搬を「使用等」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質等による災害の防止を図ることを目的とする。
2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。	3 前項の目的を達成するため、保安に関する業務（以下「保安活動」という。）は品質マネジメント活動の基に適切に実施する。 4 この規定に基づく保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばく及び作業による作業員の被ばくを合理的に達成できる限り低くなるように実施する。